

## 第2回

(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会

令和元年6月28日

## 午後 7 時開会

○介護予防・地域支援課長 では、定刻となりましたので、第 2 回（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、事務局の世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長の〇〇でございます。議事に入る前までの進行をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、本日の第 2 回より新たに 2 名の方を検討委員会の委員としてお迎えしております。後ほど議事(1)「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会」の体制について改めて御紹介をさせていただきます。

また、本日は世田谷区政策経営部及び保健福祉部の職員が事務局として同席しておりますことを御承知願います。

委員会の開催に先立ち、高齢福祉部長より一言御挨拶させていただきます。○高齢福祉部長 皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、また、遅い時間にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど課長のほうからお話がありましたけれども、本日新たに 2 人の委員の方に御参加いただき、一緒に御検討いただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、先日の日曜日、6 月 23 日に認知症に関するワークショップを北沢タウンホールで実施させていただきました。後で詳しく御説明させていただきますが、認知症の方の意思が尊重され、住みなれた地域で安心して住み続けられるためにというテーマでワークショップをやらせていただきました。いろいろな方に御参加いただきまして、貴重な御意見をいただくことができました。当日は〇〇委員、〇〇委員にも御参加いただきまして、どうもありがとうございます。後ほど開催の様子を事務局から簡単に御報告をさせていただきます。

そして、本日は、条例の検討の中で、区、区民、関係機関等のそれぞれの役割等について、どのようなことが考えられるかということで御意見をお伺いしたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 では、これより議事に入りますので、〇〇委員長に議事の進行をお願いいたします。

○委員長 では、改めまして、皆さんこんばんは。委員長を務めさせていただきます〇〇です。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、今回から、後で御紹介していただきますお 2 人の委員にも入っていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

私はワークショップにも参加させていただきます。実際に当事者の方ですか御家族の方、また、支援をしていらっしゃる方、皆さんが入って、いろん

な御意見を交わすことができました。改めて区民の方の生の声をいろいろお伺いさせていただいて、気持ちも引き締まる思いで今日を迎えました。また皆さんと議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速議事に入らせていただきます。

まず初めに、事務局から本日の資料の確認についてお願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 本日の資料を申し上げます。

次第でございます。資料1、（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会委嘱状、こちらは〇〇委員と〇〇委員に机上で配付されております。資料2、（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会設置要綱、資料3としまして（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会委員名簿、資料4、区・区民・事業者の主な役割の検討素材（案）、資料5、認知症に関するワークショップ実施結果、参考資料1としまして他自治体における認知症条例の制定状況について、参考資料2としまして認知症施策推進大綱、これは令和元年6月18日抜粋版でございます。

なお、〇〇委員、〇〇委員におかれましては第1回の資料も一式、机上配付させていただいております。

以上でございます。不足等ありましたら係員にお声かけください。

○委員長 ありがとうございます。

皆様の中で、途中でまた不足等がありましたら、事務局のほうにお声かけさせていただくということよろしいですか。

では、次に、議事(1)の「（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会」の体制について、事務局より資料2と3に基づいて御説明をお願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 資料2でございます。「（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会」の体制について御説明させていただきます。

本条例の制定に当たりまして、議論をより深めていくため要綱を改正させていただきました。改正箇所につきましては、第3条の委員会の構成でございます。委員の人数を10名から15名へ、委員の構成に介護予防・地域支援課長が入ってございましたが、事務局を務めますので委員を外れました点が改正点でございます。

次に、本日の第2回より新たに検討会の委員をお引き受けいただきました委員を御紹介させていただきます。

資料3をごらんください。委員名簿を準備してございます。

恐れ入りますが、御紹介後に一言御挨拶いただけたらと存じます。

〇〇委員でございます。

○委員 御紹介いただきました〇〇と申します。私は世田谷区の地域保健福祉審議会と、あんしんすこやかセンターの運営協議会の委員会等に参加させてい

ただいております。専門は高齢者福祉でございます。よろしくお願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 続いて、〇〇委員でございます。

○委員 〇〇です。世田谷にあります松沢病院で認知症をずっとやっております。世田谷区とも今までいろいろと協力関係でやってこれたかなと思っておりますので、今後もいろいろ役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 ありがとうございます。

委員の委嘱状につきましては、本来でしたら委員お1人お1人にお渡しするところでございますが、時間の都合上、大変恐縮ではございますが、机上に置かせていただいております。どうぞ御了承をお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、お2人の先生、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事(2)の区・区民・事業者の主な役割の検討素材(案)について、この検討に当たりまして、第1回の検討委員会で他の自治体の状況について御紹介してほしいというお話がありました。事務局から説明をお願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 では、先に参考資料1をごらんください。

本日は、条例を制定しているほかの自治体としまして、5つの自治体の条例について御説明させていただきます。

A3の参考資料1でございます。条例制定の時期の順で、左より、1としまして愛知県大府市、2番目が兵庫県神戸市、3番目が愛知県北設楽郡設楽町、4番目が愛知県でございます。5番目が和歌山県御坊市の5つの自治体でございます。

それぞれの自治体の特徴としましては、愛知県大府市は、市民である認知症の方に起因する鉄道事故の賠償責任を家族に求めたことを契機に、事故の救済制度を入れた点でございます。2番目の兵庫県神戸市につきましては、事故の救済制度並びに市民が認知症の方から被害を受けたときの見舞金を支払うこと、それらの経費を市民税の均等割を400円上乘せした点でございます。3番目の愛知県北設楽郡設楽町は、地域づくりを重点としております。4番目、愛知県は、県内に研究機関があるといった立地から、医療、介護及び研究開発の推進というような形になっております。5番目、和歌山県御坊市につきましては、本人の視点を重視し、市民が制定の検討会に参加してつくり上げた点などがございます。

○委員長 ありがとうございます。

今のところ、国内全体でこの5つの自治体だけが条例をつくっていると前回、

御報告を受けたところでございます。

これについて委員の皆様の方から御意見や御質問はございますでしょうか。

参考として、一番最初に作成した大府市の条例をつけていただいています。認知症鉄道事故裁判というのが、平成19年12月に発生した事案で、91歳の認知症の男性が線路内に立ち入って事故に遭って、その男性は死亡なされたんですけども、JR東海から遺族の方、奥さんと息子さんに約720万円の請求がありました。遺族側が最初、1審、2審は敗訴し、最高裁で争いました。遺族側が勝訴し、支払う必要はないということになり、それを契機に大府市で条例を策定した経過がありました。それを受けて神戸市や設楽町など条例を策定しています。

皆さんのほうから何か御意見等ございますでしょうか。

もし途中で御意見ございましたら、お聞かせいただければと思います。

次に、先ほどお話にありました認知症に関するワークショップの実施結果について事務局から御説明をお願いします。

○介護予防・地域支援課長 議事(2)に入る前に、ワークショップの内容を先に御報告させていただきまして、また検討に入っていただければと思います。

資料5をごらんください。

こちらが先週日曜日に開催したワークショップの結果でございます。

目的としましては、認知症の方の意思が尊重され、住みなれた地域で安心して住み続けられる社会を実現するためには、区の認知症在宅支援施策に加え、区民、家族会、関係機関など地域の方々の協力が必要でございます。このため、いろいろな立場の方々から地域全体で何ができるのか、何が求められているのか等の御意見をいただきたいと思い、今回の検討の参考とするという目的で開催させていただきました。

開催日時は6月23日の日曜日、14時から16時で、北沢タウンホールの12階スカイサロンで行っております。

テーマは先ほどの目的のとおりでございます。

参加者につきましては、区報等で募集案内を行いましたほか、地域にお住まいの家族会、介護事業者等にもお声かけをさせていただきまして、31名の方に参加していただきました。内訳としまして、区民16名、この中には認知症の対応型デイホームに通われている方2名を含みます。あと、もの忘れチェック相談会などにも参加している方も2名入っております。家族会からは〇〇委員を初めとして3名の方、あと、介護事業者、あんしんすこやかセンターほか、以下のとおりの方8名、医療関係の方が2名で、あと、〇〇先生を初めとしまして2名の学識経験者の御参加がございました。

1枚おめくりいただきまして、運営方法としましては、事務局からワークショップの主旨と進め方について説明を行った後、参加者が認知症施策について理解した上で意見交換できるように、ワークショップを始める前に世田谷区の認知症施策についての講話を行いました。ワークショップにつきましては、リラックスした雰囲気の中で多くの意見が出るようにワールドカフェ方式で行い、参加者を4つのグループに分け実施し、各グループには進行補助としてファシリテーター1名を配置しました。そして、第1セッションから第2セッションに分け、セッション前に参加者がテーブルを移動して、新たなグループで話し合いを行い、第3セッションとしまして、最初のグループで話し合いの結果を取りまとめ、各グループでの発表となります。

会議のスケジュール及びワークショップの進め方については、以下のとおりでございます。

最後のページ、4ページ目になります。

7、実施結果。こちらは現在まとめ中でございますけれども、各グループの討議を通じて出された主な意見を整理すると、以下のようになっております。

(1)本人・家族についてということで、認知症だから病気だと思ってもよいことがない。認知しながら自分の生活に食いつこうと思った。迷惑をかけずに自立（自己決定）することが大事。自尊心を大切にすること。家にこもっているよりも外出がいい。好きなことをやる。あと、本人が思っていることを伝えていく。意思の発信。本人の思いと家族の思いが違うときがある。家族だけで抱え込むことではない。家族が休めるよう、サービスを利用する。

(2)地域でできることにつきましては、家族会や認知症カフェの開催。あと、今後ひとり暮らしがふえてくる。相談相手になるような人が必要だというふうな御意見がありました。家族にとっては近所の見守り等毎日の生活こそ大事である。サポーターではなくパートナー、支援者ではなく一緒に楽しむような関係がよいのではないかと。支援よりもともに暮らすという形で、地域の中で声をかけて生きていけるといことが実現できたらいいというふうな意見もございました。地域の理解や見守り、特に日常生活で密着したところ、スーパーや銀行、商店街で見守りができるといいです。本人が気軽に通え、家族も楽しめる、そもそも皆が楽しめる場所が地域の中でできないかというふうな御意見でございました。

(3)として情報発信・相談体制・啓発活動についての御意見です。早めに相談したほうがいい、早めの相談につなげてほしい。いろいろな場所で気軽に相談できるといい。メールでの相談や認知症相談アプリのような相談ツールがあるといいのではないかと。認知症の理解がまだまだ足りていない。認知症に対するイメージを変えられないか。認知症であることをカミングアウトしにくい環境

である。認知症をほかの病気のうちの1つとして捉えてもらうように啓発してほしい。

(4)その他としまして、若年性認知症への支援が必要である。あと、認知症の方が社会に参加できるプログラムがあればいいみたいな意見を、主な意見として整理させていただいております。

○委員長 ありがとうございます。

今回、このワークショップについて〇〇委員も御参加いただいていたんですが、〇〇委員のほうで何か皆さんにお話ししていただけますか。

○委員 素人が参加して、とても勉強になりました。

会の進め方が、すごくおもしろいやり方をして、最初に4つのグループに分かれて、1つのグループから時間を、どのぐらいでしたかしらね。時間がたったら、また次のグループに行って、またもとのグループに戻る。すごく忙しかっただすけれども、とてもやり方としてはよかったなと思います。

それから、家族の方は本人と一緒に参加するのではなくて、自分だけ参加したいということを書いていらっしやいましたね。一時でも忘れるために。一緒に連れていくと面倒を見なくちゃいけないつらさがある。家でも見ていて、その場でも見ていなくちゃいけないということもありましたし。ですから、私共の認知症カフェにいらしても、当事者の方を置いてという言い方はおかしいですけれども、置いていらっしやっても構わないですよ、あとで、またお迎えに来てくだされば構わないですよと話をしています。今回、若年性認知症の方が認知症のお母様を見ていて、なかなか難しいんだろうなと思いましたけれども、あんしんすこやかセンターさんが迎えに行き連れていらして、その会に参加させて、帰りまた送って行ってというケアをしていましたから、あんしんすこやかセンターさんも大変だけれども、よくやってくださっているなということと、当事者が三、四名いらっしやいましたね。それで当事者の生の声を聞くことができたので、とてもよかったのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

私も、1人の参加者として参加させていただきました。最初に入ったグループでは当事者の方がお1人いらっしやっていらして、ひとり暮らしの男性の方で80代の方です。

その方は3年前に認知症という診断を受けましたが、最初は大変支援に拒否的だったそうです。しかし、初期集中支援チームの支援を受けて、その中で非常に御自身の中で、お金の管理を自分でしてみようとか、そういう意欲が出てきて、今はしっかり自分で家計簿もつけて、その中で年金のやりくりをしている。そうすると月々約2万円の黒字になったと。この2万円も黒字にできたということが大変自信になって、本当に生き生きと御自身の体験を語っておられ

ました。

最初は、認知症と言われたら「ばかにされているような気がした」とおっしゃっていました。一生懸命仕事をしてきていて、気がついたらなって、認知症。もう治らないと思って本当に絶望したけれども、何か最近治ってきたような気さえするというふうにおっしゃっておられました。世田谷区には、高齢者が認知症と言われても、みずからやる気になるような行政を期待したい、というような御発言もなさっておられました。

また、実際に今、奥さんが認知症と言われて、どうしていいかわからないと思って参加したという70代の男性の方や、お父さんが認知症になって、最近、急に症状が進んできたんだけれども、ひとり暮らしでどうやって支援したらいいんだろうと悩んで参加したなど、様々な背景を抱えている方が参加していました。

その中で、1人、女性の方ですが、8年前に御主人がMCIと診断を受けた方が参加していました。「絶対に進行させないぞ」と思ったということで、様々な治療を試した結果、芸術療法が非常に合って、それからは認知症の進行も抑えられているような気がする。8年前に診断を受けたときには、家から本当に近くなのにわからなくなったと言って、電話がかかってくるようなことが多かったけれど、今はそれもなくなった。また、近所の人も声をかけてくれて、今歩いて行ったけれども大丈夫というふうに声をかけてくれるようになった。自分らしく生きておられて、その様子を生きた証というような気持ちも込めてフェイスブックに上げて、芸術療法でつくった作品を公表しているというお話も伺いました。

皆さん、いろいろなことに直面しておられて、だけれども、それを非常に御自身の中で取り組んでおられることや、今、本当に困っている真っ最中というようなことのお話まで聞かせていただきました。皆さんこういう場でお話ができることが、本当によかったと。こういう話の場があるということが、とてもよいということで、終わってからもなかなか帰らなくて、それぞれ情報交換しておられました。

こうした認知症に関する条例ができることによって、区民の方にもいろいろお伝えできることになるのかなというような感じもしたところです。

〇〇課長や〇〇部長も御出席なさっておられましたけれど、何か補足とかありましたら御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

〇高齢福祉部長 まず、「区のおしらせ」で公募しました。初めは余り集まりませんでした。が、「区のおしらせ」を見て手を挙げていただける方が出始めたということと、関係している事業者さんとか医療機関の関係の方とか家族会の方に直接御案内をしたら、30人を超える方に手を挙げていただいて、33人来る



予定で31人来ていただいたので、たくさんの方に来ていただきました。

先ほどの表で見ていただいたように、いろいろな方に御出席いただいたので、いろいろな意見をお聞かせいただくことができ、大変、勉強になりました。

特に、今もお話に出ていましたが、当事者の方に何人か来ていただいて、外から見ているだけだと御本人の気持ちというのはわからないんだと感じました。

一番、当事者の方が言っていらっしゃったことで感じたのは、まず、認知症ですねと言われたときに、自分が認めたくない。私自身も、もし認知症と言われたらそうかもしれないと感じました。その方が言うには、受け入れるのに時間がかかったと。だけれども、受け入れることによって、もうちょっと今までよりも前向きに生活していこうという思いが初めて出てきたというふうなことを聞いたので、非常に勉強になりました。

○介護予防・地域支援課長 私も、御家族の気持ちと御本人の気持ちとが両方聞いたというのは、本当にありがたく思いました。

先ほど〇〇委員からもお話がありましたけれども、御家族の御苦労というのは本当に大変なものがあるというところもございませし、あとは、御本人も、こうやりたいとかというところのお気持ちが発せられる方につきましては、本当にそのとおりでと思いました。

御家族で介護をなさっているということは、本人の思いと御家族の思いが違う部分もございませし、大変な御苦労があるのかなと考えております。

今回いろいろな立場の方からいろんな御意見をいただいておりますので、本当に認知症施策、また、こちらの条例の検討の素材となれるよう努めてまいりたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

先ほどもう1つお伝えしようと思っていたんですが、非常にお一人おひとりが多様だということも感じました。こういうやり方がいいとおっしゃる方と、いや、それはやってみたけれどもだめだったという方がいたりしました。一通りのやり方をすればよいのではなく、その人に合わせた多様なことが必要ということです。〇〇委員のところに行らっしゃったということだったんですがけれども、若年性認知症の方への支援がないというような声も出たとおっしゃっておられたと思います。30人という人数ではありましたが、さまざまな課題とかテーマが見えたかなというような会でもございました。

○委員 時間がちょっと短かったかもしれないですね。もっと掘り下げて御案内できればよかったなと思いますし、相談に乗ってさしあげられたらよかったのかなと。そこまでいけたらいいのかなと思いましたがね。ぜひまた。

○委員長 ありがとうございます。

では、今のワークショップのことは、次の議事(2)の区・区民・事業者の主な役割の検討素材(案)についての議題の1つの参考になればと思って、御報告を先にさせていただいております。

事務局から資料4について説明をお願いいたします。

○介護予防・地域支援課長 資料4をごらんください。

第1回目の資料では、役割の部分が区で実施している事業名等の記載のみとなっておりますので、区、区民、事業者のそれぞれの役割のイメージがわかりやすくなるような形で整えたものでございます。ただ、こちらは、あくまで事務局で参考として書かせていただいておりますので、本日は委員の皆様につきまして、いろいろ役割等を御議論いただきたく思っております。

他自治体の条例にも、それぞれ地域、市民、事業者の役割等ございますので、そういうところも御参考にさせていただきながらいろいろな御意見を出していただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

では、少し丁寧に、1つ1つ見ていけたらと思います。

まず、支援分類1のところの普及啓発予防に関するところで、認知症の正しい知識の普及、理解、予防というところですが、区の役割として書かれているのがここにあるとおりで、区民や事業者が認知症についての正しい知識の習得及び理解が深められるよう普及啓発を実施する、区は認知症の人及びその家族等が経験したこと等についての情報を発すると、項目ごとにありますので、この項目ごとにお話を進めさせていただいてよろしいですか。

では、(1)の普及啓発予防に関することとして、区の役割、また、区民、事業者というのはこのようになっておりますけれども、これについて御意見ございますでしょうか。

○委員 (1)の普及啓発のところの事業者のくくりで私どもの社会福祉協議会が記載されているんですが、社会福祉協議会はそういう意味では一口ではなかなか言いあわせない組織体ということもあるんですが、位置づけとして関係機関の事業者というところはいいかと思うんですけれども、ここの項目の中に「関係機関は、従業員が認知症に関する正しい知識及び理解を深められるよう」云々と書いてあります。社会福祉協議会の場合は、例えばですが、地域福祉推進委員ということで、社会福祉協議会を支えてくださる地域住民のスタッフの方々が約1600人強いらっしゃったり、あとは各事業で、例えば、ふれあいサービスの協力会員、有償家事援助サービスの協力会員が約600名ですとか、皆さんよく御存じのサロン活動の団体さんが、もう700を超えていたりとか、さまざまな方々がおられます。

ですから、そういった方々にも何らかのことが啓発という点において社会福

祉協議会としても取り組めるのかなというところで、記載していただきたいということではありませんが、どこかで一助になればということは可能かなというふうに思っているところです。

○委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

この普及、啓発、予防に関することの中で、事業者というところが商業を営む一般事業者となっていて、大府市や、ほかの自治体では余り出てこないかなと思います。この辺の意図は何かございますか。

○介護予防・地域支援課長 事業者を書かせていただいた意図は、一般の商業の営むところとは別に、関係機関としまして、介護であったり医療であったり福祉の関係機関など、それぞれの立ち位置を分けて書かせていただいております。区民についても、一般の区民の方、認知症の方とその家族とか、地域団体の区民の方というところも分けて書かせていただいております。

条例の中で特にそういう分けがなく、区と区民と事業者みたいな形の書き方をしているところもございますし、例えばかかわっている形によりまして分けているようなところもございますので、その辺を含めて御意見がいただけたらと思います。

○委員長 いかがでしょうか。

ワークショップでは、スーパーの人たちが認知症の方の万引きがあって困っているというような御意見も出ていました。そういう意味では、ここに商業を営む一般事業者の方にも認知症について理解をしていただくというようなことも含めてあるのは非常に重要と思います。いかがでしょうか。

○委員 今、コンビニですとかスーパーも、見守りなど、いろいろな自治体で協定を結んで参加していただいているかと思えますし、あと、先日、都の審議会金融ジェロントロジーという報告がありまして、金融機関も本格的に認知症の方への対応を強化していくということは、国の方針にも今後盛り込まれていくようなお話もありましたので、金融機関も認知症の方々に対して、より一層いろいろな取り組みをしていくということからしても、事業者というのは、ぜひ含めていただいて、その方々と関係機関・行政と一緒に協力するというのが、今後重要になるのかなと思います。あと、鉄道ですとか交通機関も、もう全てですね。

あと、もう1点、先ほど〇〇委員がおっしゃった関係機関のところですけども、従業員だけではなくてボランティアなど、従業員というくくりでない方々が関係機関にはかかわっておられるということからして、従業員や関係者がみみたいな形で、もう少し枠を広げたほうが実態にそぐうのかなと思いました。

○委員 この地域団体のところに町会・自治会、NPO等と書いてあります

よね。民生委員も入れていただければと思います。

○委員 (1) のところで、皆さん普及啓発のことを書かれていると思うんですけども、この普及啓発が認知症の知識、理解ということだけに触れられているのが、私としては少し足りないのではないかと思います。認知症の方のことがわかって、それから、地域やみんなを守っていきましょう、一緒に生活ができるようないろんな支援をしていきましょうという意味があることはわかるんですが、ここの中に欠けているのが権利擁護だろうと思っております。

というのは、認知症の方でも、日常生活を自立できる方もいますが、症状が進行すると判断能力が低下し、会話が理解できないというような方も出てきます。

そういう方の権利擁護を地域だけでやっていけるかということ、それはできないので、今度は法的支援みたいな権利擁護をする必要があります。地域でみんな支え合いましょうね、認知症の方は、それから予防も促進させましようねというだけでは、実は、何か理想社会だけの話を言っているところ、権利擁護の普及をしない限りは、例えば銀行へ行ってお金をおろそうとしても、おろさせてくれなくなりったり、それから、施設に自分で入りたいなと思って、自宅を売りたいくても自宅の不動産売却ができなくなったりということになります。それはなぜかといったら判断能力がないからです。

なので、権利擁護の認識をしていただかない限りは完璧ではないでしょうし、認知症の方が住みやすい地域づくりというのはできないと私は思います。

それが、区も、区民も、関係団体も、事業者も全て権利擁護のことも知っていただかないから、今のところは、あんしんすこやかセンターと、その関係者、地域のボランティアの方たちだけで右往左往しています。

認知症の方たちに成年後見制度とか任意後見制度とか、社会福祉協議会がやっている日常家事のサービスなど、そういうツールを発信することが必要で、そこが抜け落ちているから何かが足りないと思います。

実は、私は社会福祉協議会の区長申立なんかの事例検討委員でもあるんですけども、そのときに区の保健福祉課の方たちだとかが区長申立の事案を持ってきますが、何でもう少し早くいらっしやらないんだと。そうすれば御本人がもっと楽しく安心して安全に暮らせたのにねということがあります。

地域だけが見守っていても、そういう全部の目が行き届くわけではないし、どうしていいんだろうとみんな思っているけれど成年後見制度の利用が皆さんわかっていれば、早くつなげることができます。もちろん地域で暮らせるために、認知症カフェとか、いろんな集まりがあるのは行っていただければいいんですけど、どうしても生活するには法的なものというのが必ずセットになりますので、権利擁護についてどこに入れるかですよね。それも普及もまずやらな

きやいけないし。

○委員 今の〇〇委員のはすごく重要な御指摘で、いろいろなところにかかわってくると思うんですけれども、普及啓発のところに入れるべきか、あるいは生活全般の支援のところに入ってくるかというところが多分悩ましいんですけれども、確かに成年後見制度という言葉は出てきてはいますけれども、そこに至る前にやらなければいけないこともあるしということを考えると、予防のところにも、例えば任意後見制度などは完全に予防のところに入ってきますし、その辺が、どこにどのように入れ込むことで、より明確にこちらのメッセージが伝わるかということになると思います。

○委員長 地域づくりも、それなしには考えられない。そこはいかがでしょうか。

○委員 私も、認知症の施策の推進に対して、大綱を読んだんですけれども、今言ったお話だと、まさに認知症のバリアフリー、これに全て要約されているところだと思います。この大綱の中のものが、この資料でどういうふうに盛り込まれてきているのかというのが、率直に疑問に思ったので、この前言ったような認知症バリアフリーが国の大綱に出ているようであれば、この文言がそれを総括しているので、どこかで入れていくのが重要ではないかなと私は思います。

○委員 そうですよ。こっちの24ページには成年後見制度の利用促進というのはあるんですよ。だけれども、ここだけなんです。ざっと見たんですけれども。

○委員長 今お話しいただいたのは、この大綱の24ページということですね。

○委員 そうですね。これが皆さんに普及しない限りは、認知症の方たちを暮らしやすくしていただくためのツールが持てないはずですよ。だって、やっぱり皆さん方、全部法律の規定の中で生きていますから、法律の場合には判断能力がないという場合には、法律行為ができません。だから、いろんな買い物、借り入れ、そういうものができなくなってしまうので、日常の食事、日常の物を買うんだったら民法では判断能力がなくても買えるんですけれども、それ以外のものはだめです。だから銀行へ行っても預金をおろせなくなるしということになります。それから、株式の売却だってできなくなるし、借り入れだってもちろんできなくなります。判断能力が低くなれば証券の取引はしないほうがいいですけれども、逆に、お金をつくって、それで何か生活の足しにしなきゃならないときに、売却もできなくなります。

○委員長 今、この大綱の中で認知症バリアフリーの推進というところを〇〇委員から御指摘いただきましたけれども、これについて〇〇委員、いかがですか。ここ。

「認知症バリアフリー」の推進が21ページの(1)で入っていて、それから、①から⑨のところ、今、〇〇委員からお話があった成年後見制度の利用促進が入ってきているので……。

○委員 このバリアフリーというのが、成年後見制度というのは、いわゆる法律に基づいた法制度なんですよね。それなのに、まちづくりのバリアフリーとか移動手段の確保の推進とかとは、ちょっと毛色が違うんです。だから、バリアフリーと言われれば、目の見えない方が点字ブロックとか、階段のつかまり棒とか、歩道の段差を少なくするとか、段差がないようなフラットにするとか、そんなふうに皆さんは感じちゃうから、宣言は皆さんが思われる言葉の意味というものを大事にしなきゃいけないと思います。

だから、バリアフリーだったら、いろんな設備の部分だろうなと思っちゃうから、法的整備の部分というか、法的用語のものについてバリアフリーという言葉はおかしいと思います。

○委員 私は、バリアフリーという言葉は、ちょっとよくわからないんですけども、やはり先ほど〇〇委員もおっしゃっていたように、認知症そのものは進行性の病気で、だんだんわからなくなっていくので、本当に本人から早くに意見を聞き出す以上のものはないわけなんですよね。

ですから、同じ権利擁護に関しても、わからなくなっていくということに関しては、先駆け先駆けというか、前へ前へというところへ比重を重くしていくというのが、認知症に対する優しい対応をするまちのあり方かなという気はします。

○委員 まだ認知度の軽いときに御本人の意思を聞いておいて、そして、本人の意思の尊重を悪くなくてもしていこうということですよ。先生がおっしゃるのはね。

○委員 そういうことです。

○委員長 全体にかかるので、この支援分類に1つ項目を挙げるほうが、よろしいですか？

○委員 そうですよ。普及啓発に権利擁護も入れていただければいいし、それから、各種サービスの中にも入れていただくんでしょうし。

○委員 あるいは、認知症の方の人権みたいな項目を立てていただくとかということも1つ。そこがきちんと守られるということが、普及啓発とかに先立って第1条みたいなイメージであってもいいのかな。また、普及啓発の一番前とかに置かれて、それに、そこの人権と尊重みたいなところから全てが、施策が発していくというイメージだと、わかりやすいのかなとちょっと思いました。

○委員 そうかもしれないですね。それから、生命、身体、財産の保護ですよ。

○委員 それと、単に守るだけではなく、積極的にそれを推進していくみたいなイメージですね。そういうものが入ってくると、最後のバリアフリーというものにもつながっていく。

○委員 そうですね。それは身体の保護ですよ。

○委員長 そうすると、例えばなんですけれども、条例には基本理念というものを示していると思うんですけれども、そのときの基本理念の中に、そこをしっかりと、まず最初に入れるというようなことが重要だということですね。

○委員 そうですね。そうすると全体にかかってくるというのが、より強調され……。

○委員 そうですね。生命、身体、財産を守り、そして認知症の方が安心かつ安全で、地域で生活していけるような、そういう理念ですよ。

○委員長 そうですね。基本理念にしっかりとうたってということですね。そこも反映していただくようお願いします。

次に、区民のところに「区民は、自ら認知症の予防に取り組むよう努める」とありますけれども、〇〇委員、この辺りいかがでしょうか。

○委員 何ともここは難しいんですけれども、逆に言うと、認知症の予防に取り組むきっかけづくりを、区のほうがいけないといけないのかなというところがあるので、結局この部分は区のほうにもある意味つながってくるのかなと思うので。さっきの対応が出ていますけれども、早期発見、早期予防の部分につながってくるかと思えます。

○委員長 〇〇委員、いかがですか。

○委員 よく予防で言われることですが、予防して認知症を防げるのであれば、認知症になった人は怠っていたんじゃないかという話になりがちと言われますから、少し発病の時期を遅くして、認知症の有病率を少し下げて、認知症で亡くなったのか寿命で亡くなったのかわからないというところを持っていくというのが、今の認知症の方針でもそれしかないわけです。ですから、努めるという言葉が、そう考えるとちょっといいのかな、ちょっと強過ぎないかなという気はします。

○委員長 いかがですか。ちょっと言葉として強い感じがしないでもないですが。

○委員 私は、いきいき体操もやっていて、それから、認知症カフェもやっているんですけれども、意識がある人は参加するんですよ。それから、いきいき体操に、お年寄りの方たちがいらっしゃるんですが、自分がもし認知症になったら困るという意識を持っている方は、いろんなところに行くんです。

例えば、この間の松沢病院のもの忘れ家族教室にお連れしていくんですけれども、やはり本人が行ってみたいという気持ちにならないと、なかなか行けま

せんよね。だから、「取り組むよう努める」というふうに命令的なことで書かれているのですが、もうちょっと違う言い方があるのかなと。意識がある、ないでやっぱり変わってくると思います。

それから、ここに「エンディングノートの活用」と書いてありますけれども、以前、社会福祉協議会さんで、エンディングノートの作成にかかわったんですが、いざ、ちょっと書いてみてくださいと言われてたときに、やっぱりなかなか書けないものですよ。だから、もうちょっと書きやすいように誘導していくという……。

○委員 いいでしょうか。

これも社会福祉協議会でいろんな取り組みをしているんですね。それで、老い支度講座などを出前講座としてやっております。それは弁護士が講師になったりとか、そのほか認知症のことでよくわかっている専門職、司法書士、弁護士、社会福祉士なんかが出前講座でやっていて、そのときにも、社会福祉協議会もエンディングノートをつくっていますので、つくって販売しているんですけども、それを例にとつて、どんなものがエンディングノートとして書いたらいいかということもやっています。だけれども、その書き方をお教えしなきゃいけない。例えばエンディングノートを書けば遺言書にもなっちゃうなんて思われている方もいっぱいいるので、そうではないんだよ。つまり、エンディングノートの活用も、全てそういうところで書き方を教えてくれるところがあるよというのもあるんです。これも権利擁護の1つだろうと思うんですよ。成年後見だけではなくてね。

だから、認知症にかかわるいろんなものについて、どこに行けばどういうふうな支援が受けられるかということをしちっとお教えする。その場所を皆さん方、支援する側がわかっている。そういうことも、普及啓発になっていくんだと思います。

これとは関係ないですけど、今、成年後見の促進法というものができて、基本的には家庭裁判所が今まで成年後見の監督をしていたのを、今度は中核機関ということで、市区町村で普及啓発、相談事、成年後見をやる場合にはどういうふうにしたらいいかとして、その貢献をしてくれる人のマッチングとか、いろんなことを中核機関がやるということになっています。世田谷区もそういうふうなことで、今、準備しているところです。だから、世田谷区でもそれを一生懸命やっているんだったら、絶対に権利擁護のことは少し大きく書いていかないと、これからの流れに乗っていかれないと思います。

○委員長 今、社会福祉協議会のエンディングノートのことについて出ました。その活用のところは、〇〇委員から何か補足はございますか。

○委員 社会福祉協議会は、区からの委託を受ける形で成年後見センター事業



をやっている、〇〇委員はその中の事例検討のほうで副委員長になっていただいて、非常にお世話になっておるところです。御指摘の中の1つのエンディングノートについては、世田谷では私のノートという名称で販売しています。確かに御指摘のとおり、公正証書遺言とは全く違うものなのですが、私自身がどうありたいかということ、これまでのナラティブなところを踏まえながらお書きになっていただくものであるところが、どうも、これを書いたことで安心されたりとか、つまり、書き方とか、そもそもの説明が足りなかったなどというのは、今、御指摘をされたのかなと思っています。

ただ、これも広い意味での権利擁護、本人の意思がしっかりしている間に、私はこうやって人生を送ってきた、だから、この後こんなふうに生きていきたいんだ、判断能力が徐々に低下するかもしれないことが起きたとしても、それはまさに権利の擁護ですよ。そういう点のところも明記をすべきかなというふうに改めて思いました。

社会福祉協議会のほうは、これからまさに医療促進法もありますので、一層まさに啓発というか、書き方を含めた言うならば利用促進、こういう制度もありますよ、ぜひ御相談くださいということ、しっかりと取り組んでいきたいなと思いました。

○委員 付加させていただきます。

今、私はどういうふうに生きてきたかというのは、なぜ書いていただかなきゃならないかということ、本人の意思の尊重のために絶対必要なんです。それは、その方の生き方、そのときの好きなもの、嫌いなものを書いていただくことによって、その方の価値観、考え方がわかります。そうすると、意思能力がなくなったときに、この方が、例えば何もエンディングノートの中には触れていなかった部分だけれども、この場合、この方は、例えば施設に入るとき、どんな施設がこの方に合っているんだろう。例えばお金はたくさんあるから、何でも豪華な施設に入ったほうがいいのかということ、どうもこの方の生きざまから見て、または家族構成とか地域構成から見たら、お金はあるけれども、そんなすごい豪勢なシャンデリアがぶら下がっているような施設なんか要らないんだよ。地域と密着して行ったり来たりしていたような下町の方だったりすれば、そういうふうな感じの施設に入っていていただくとか、または、施設なんか絶対嫌、私はひとり暮らしが大好きだったなんて言われる方は、逆に言うと、できる限りおうちにいていただいて、どうしようもないとき、仕方がないから施設に入っていていただくみたいだね。そんなふうな施設の入所時期も、やっぱりそういう生きざままで違うんですね。生きざまのことを書いていただければ、少しは私たちはわかって、御本人の意思の尊重になっていくということなんです。

○委員長 ありがとうございます。

エンディングノートの活用という限りにおいては、関係機関の中にも入れておくというふうなことになるのと、つながっていくということですね。

○委員 今後、単身の方がどんどんふえますから、単身の方は家族がないわけですから、よりどころがなくて、そういう意思を表明するものがあればいいなと思いますね。ただ、それはもう本当に絶対かかってくることだから、理念で触れるのか、何か通奏低音みたいに、ずっとそのものにかかるような感じで書ければいいんじゃないかなと思います。

○介護予防・地域支援課長 先ほども委員の先生方たちのお話をお聞きすると、1つ1つのことにつきましては、条例の中に書き込むというのは難しいところがございますので、その辺は事業として対応させていただくような形と、基本理念の中で大きく権利擁護みたいな形ですね。あとは、御本人にも、あらかじめ何か書き写しておくとか、自分の意見を残しておくみたいところで普及啓発をしていくよう考えさせていただくというところ。あとは、新里委員からもお話のあったとおり、今後、単身の方がどんどんふえていくので、その方にも普及啓発、あとは見守り等もやっていかなければいけないと思いますので、今、御指摘のあったところも条例の中に書き入れるか、それとも施策のほうでやっていくかというところを整理させていただき検討させていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

では、次に、(3)の地域づくりですが、今、基本理念のお話もありましたので、この基本理念に何をどう入れ込むかというところの視点も踏まえて、もう少しこういうものをしっかり入れたほうがいいんじゃないかということも含めて御意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。この地域づくりのところは、区と区民と、それぞれの役割として、これではまだ弱いんじゃないかとか、もう少しここを踏み込んだほうがいいんじゃないかという御意見はございますでしょうか。

○委員 先ほど出ている認知症バリアフリーの推進というのが、ここに入ってくるのでしょうか。全体にもかかるんですけども、最初の基本理念のほうに入れ込むということであればいいんですけども、基本理念に入れるか、こちらの地域づくりに入れるかなのかなと、ちょっと思います。

○委員長 大綱の中では認知症バリアフリーという表現になっております。世田谷区はユニバーサルデザインという表現で条例をつくっていますが、その関連でそうしたところとの兼ね合いも含めて表現ぶりは今後検討していただくということがありますか。

○介護予防・地域支援課長 そうですね。横の条例に並びがございまして、ユニバーサル条例につきましては、特に認知症に特化しておりませんが、

も、どなたでも使いやすいような建物とか、あと、地域づくりというような形で考えておりますので、それが認知症のバリアフリーかどうかというところは、もう少し検討させていただくかと思えます。

ハード面もございませうし、ソフト面、先ほど言った権利擁護も含めての大きなバリアフリーというところもあるとは思えますので、この大綱を見ますと、認知症の方でも使いやすいような商品の開発とか、そういうふうなソフトの面もかかわってきている部分もございませうので、そこら辺も含めてどのように扱っていったらいいのかというところも考えさせていきたいと思えます。

○委員 世田谷区の条例としての宣言なら、もっと区民がわかりやすいような言葉を使うというのも1つだろうとは思えます。さっきも言ったようにバリアフリーというと、何か障害者のための設備で……。

○高齢福祉部長 ちょっとハード的なイメージは強いですよ。

○委員 ただ、国が使うと、それが全国に広まっていくという効果があるので、今まで変だなと思った言葉も何か普及してくるという効果はあると思うんですけども。

○委員 バリアフリーってハード面もちろんありますし、一番一般的なのはハード面、段差の解消みたいなことですよ。ただ、心のバリアフリーというのも一方ではあるにはありますよね。

○委員 それをもっと前面に押し出して、国としては先進的なバリアフリーの概念を、身体障害者とか高齢者だけではない、もっと目に見えない障害で、認知症の方にも普及させようという意図が多分あって、わざと使っているんだろうなと思うんですけども。

○委員 例えば、最近こういう本を見たんですけども、題名、書名としては「認知症それがどうした！」ということですね。ならない予防は医学的に、ちょっと私はわかりませんが、でき得るのかどうかわかりませんが、できないはずですよ。いわゆる風邪の予防でうがいをしましょうとは、ちょっと違うことだと思えますので。

だとしたら、なったって大丈夫だよということ。そのために、もちろんおくらせるための予防とかいうのは大変重要かつ必要だと思うんですけども、なっても大丈夫、だって世田谷だもんというようなぐらいの考え方で、もう何か区民の皆さんにとっては、かえってわかりやすくて勇気づけられるようなことなのかなという気も、ちょっと稚拙な意見で恐縮なんですけど、素朴に区民の方々からすると、そんなふうにするのかなとも思いましたね。そこから全ての、○委員が御指摘されているような、人権とか、権利の擁護とか、意思の尊重とか、そういったものが全て流れていくのかなという気もちょっといたしました。

○委員　そういう意味では、ただ、心のバリアフリーも、私も学生にも説明して、バリアフリーが新法になって心のバリアフリーが加わったんですよと、きちんと説明しないと理解しないので、一般の区民の方も、バリアフリーという言葉だけを聞くと、段差がないとか、ハード面だけに多分意識がいつてしまって、本当のバリアフリーはそうではないんだよということは、あえて説明しないと難しい面もあって、それをあえて説明しようと思って国の大綱では入れられたのかなと思うんです。

ただ、認知症の、そういう意味ではちょっと意味はあるとは思いますが、その言葉を入れるかどうかというものに加えて、認知症の人が差別されたりしない。心の差別も含めて、そういう記述というか、項目が、より積極的な権利擁護といいますか、そういうものが基本理念なのかどこかに、この地域づくりのところかどこかに入れて、今、〇〇委員がおっしゃったような、家族、地域の人も含めた、認知症の人は特別ではないんだということを受け入れる心のバリアフリー的な文言を組み入れたらどうか。

○委員長　21ページ以降を見ますと、国としてもあえて用いたものとも受け取れます。バリアフリーという言い方の中に、成年後見制度が入っているのは、違和感があるんですけども、社会的なバリアをなくすという意味も含めた造語なのかなというふうな見方をすると、全部含めてという造語かもしれませんが、皆様いかがですか？

○委員　ただ、バリアフリーの中じゃなく、権利擁護というのは大きな手段なので、そこは1つ独立させて項目をつくって、その中に成年後見もあるし、あと、成年後見の前の本人意思の尊重のためにエンディングノートを利用するか、自分の意思を書いておきましょうとかというのがあっていいのかなと。そうすると、ここの23ページの「金融商品開発の推進」まで及んでいるんですけども、この後見制度支援信託なんていうのは、まさに後見制度を利用しない限りは、この信託はできません。次に、「消費者被害防止施策の推進」で、消費者被害に遭うような人は地域で見守る体制の構築や注意喚起とあるが、被害を受けたらどうするかということです。だから、被害にあう可能性のある方には成年後見をお勧めしなければいけないんです。そうしないと何度も何度も浄水器を買ったり、羽根布団を天井に積み上げるほど買ったりとか、そういうふうな人たちを助けられないんです。

成年後見を利用していけば、もうこの場合には、お金を全部後見人や保佐人がお預かりしていれば、そんなこともできないし、それから、成年後見制度を利用していることによる、後見制度を利用という理由での取り消しというのは簡単にできます。クーリングオフではないです。もう証拠を出して、この人は能力がないんだとか、何とかしなくてもできるということは、これは消費者被

害の部分も、権利擁護のところでも成年後見を使えば、こういうふうになりますよということもお教えしなきゃいけないんです。

○委員長 ありがとうございます。

全体を通してでも結構でございます。何かお気づきの点はありますか？

○委員 1つだけ御意見を聞かせてほしいんですけども、認知症のこの新しい条例案の中で、認知症も障害のうちと考えるのであれば、これは障害者差別解消法にも該当する1つの案件になってくるとは思うんですね。そうすると、先ほど〇〇委員のおっしゃった人権の問題等を含めて全部かかわってくるわけですね。これからすると、また別個に障害者差別解消法、ノーマライゼーションが世田谷区にはあるけれども、こことここは全く別として考えるのか。ある程度、障害者差別解消法も含めたものとして、この認知症条例案というものを考えていくべきものなのか。その辺はどうなんでしょうか。

○介護予防・地域支援課長 条例というのは法律よりも下にある、自治体でつくる自治体の中の規則みたいな形になりますので、全国的な障害者差別解消法は、そちらのほうで優先して取り組むべきものであって、その中に認知症の方も含まれております。ただ、今回の認知症施策推進条例の考えでは、認知症の方を中心に、よりよい生活ができるよう後押しとなるように考えさせていただいておりますので、〇〇委員のお話のあるように、認知症の方でも障害者の手帳も取れますし、そういう方については、そちらのほうもあるんですけども、そこから漏れるような方も含めて、こちらの認知症の条例でよりよい生活ができるような形でやっていきたいと事務局では考えております。

○委員 私の中ではどうしても、縦割りではないですけども、これとこれとが分かれている。実際には条例としては重なっている部分があるんですけども、そのかわりの部分というのは何がしかの文言で持たせることによって横のつながりがあったほうがいいんじゃないかなと、つい考えてしまうわけです。

ノーマライゼーションだとノーマライゼーション、では、認知症は認知症、全然別の施策なのというイメージ。でも、実際には今言ったようにリンクしている部分があって、何かしら、これをつくる大綱の中にはそのノーマライゼーション、世田谷のノーマライゼーションもあるんですけども、その中の認知症施策に関してはというような感じのあれを入れておくというのは必要なのかな。その文言が入ることによって、さっきの〇〇委員も、全ての障害についての権利擁護にもつながってくるし、全ての障害に対するバリアフリーということにも結局はつながると考えたんですね。

そういうようなつながりを持つ、この中で文章の幅を持たせてもいいのかなという気はしました。

○委員長 非常に重要な御意見だと思います。例えば前文のところにも入れる

とか、その辺も工夫も踏まえて、〇〇委員、いかがですか。

○委員 ちょっと言いづらい部分もありますが、それぞれのもともとの根拠がありますので、一定程度の縦という感覚は仕方がないのかなというのは、個人的に思っています。ただ、区民の皆さんからすれば縦も何も関係なくて、全てに関連しているはずなので、言葉のジョイントというんでしょうかね。そういったところで、横の関係なんかがわかるような形で書きぶりを工夫いただければよろしいのかなというふうには思います。

○委員 この条例の私のイメージとしては、例えば80、90歳ぐらゐの高齢者が、だんだん認知症も出てきて、この世田谷でどう安心して認知症になっても気にしないで生活できるという条例かなと思っているんですけども、それで、先日アンケートの中でも、ワークショップの中でも、認知症だから病気だと思ってもいいことがないと考えていますけれども、若年性の認知症というものがありまして、若年性の認知症というのは病気ではないとって、それを言い切るほど甘いものではなくて、大変な病気なんですね。ですから、若年性の認知症をこの条例の中で触れるのであれば、余り一緒にすると、結局どっちつかずになるような気がするんですよ。

ですから、やはり少しめり張りをはっきりさせて、高齢者を住みやすくするための条例という形で、若年層は病気ですし、手厚くサービスを入れて、自助努力だけでできるものではありませんので、その辺ははっきりさせないと、安易に若年性というものを使うと、何かどっちつかずの、どっちにとっても中途半端なものになるんじゃないかなと思います。

○委員長 それについてはいかがでしょうか。〇〇委員、いかがですか。

○委員 私も〇〇委員と同じです。若年性に関しては、おっしゃったとおり、これは年齢に伴う体の経時的な変化で起きるものとはまた別なものなので、今、委員がおっしゃったことというのは確かにあると思います。

○委員長 若年性のところで触れる場合については、例えば施策の中で取り組むようにするとか、研究の促進に協力をしていくとか、しっかり位置づけるというような形でしょうか。

○委員 その辺はまだイメージしていないんですけども、必要なものが少し違うんですね。

○委員長 そこはしっかりと入れ込むということですね。

○委員 はい。そういう形で書いていったほうが良いと思います。

○委員長 ほかに御意見いかがでしょうか。

文言や表現ぶりは少しまた変わることもあるとは思いますが、骨格として、基本理念として、必要なことについて御意見いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 国の大綱とこの条例は全然位置づけが違うとは思いますが、改めて大綱のほうを見ますと、やはり移動手段の、最近いろいろ問題が起きていることですか、先ほど出ているオレオレ詐欺ですか、消費者被害のことですか、あるいは住宅の問題。認知症の方ですと、やはり住宅を確保することが非常に難しいことですか、非常に多岐にわたって認知症の方が直面する生活上のもろもろの課題が、この大綱の中には一応書かれてはいて、それがこの条例の中には必ずしも触れられていないのは、それでよろしいのか。何かしらの形でそういうものも盛り込んでいくのか。その辺は別に国の大綱に合わせる必要はないとは思いますが、こういうものが出てきてしまうと、それとの関連はどうなるのかなというのが、ちょっと気になりました。

それは、地方自治体でやれることと国がやらなければいけないことは違うと思うので、切り分けが必要なんですけれども、でも、住宅の確保とかは地方自治体がやっていかなければいけないことですし、そう考えると、全部が地域でやらなければいけないことでもあり、大きな、運転免許のこととか、そういうことは国がやるんでしょうけれども、しかしながら、運転できなかつた人たちへの移動支援は自治体が考えなければいけないとか、そうすると、そういうサービス自体がまだないということもあって、必ずしも盛り込まれていないのがちょっと気になりました。

○委員長 認知症の施策に関しては平成27年以降、オレンジプランにしても、新オレンジプランにしても出されている中で、この推進大綱の後に、また法律も策定する考え方を国も示しています。大綱の中、大綱とプラス法律がどうなってくるかについては、国の審議会等でもまだ出てきていないですか。

○高齢福祉部長 そうですね。まだ入手できていないので。ただ、国のほうでは法律の案を、一定程度準備できているという話です。

○委員 ただ、ほかの市町村の条例を見ても、そんな長い条例ではないんですよ。だから、どの程度の条例の分量にするかにもよるんです。そうすると、細かいことまでは書けないからというふうになるし。

○介護予防・地域支援課長 細かい施策等についてはまでは盛り込めませんので、そういうところについてはそういう施策を検討するところをお願いするような書き方で施策を実施していくというところが大半だと思います。ただ、世田谷らしいというところで何か特出しで出していくというふうな手法もありますし、その辺は先生方と御意見を聞きながらというところで考えています。

移動手段につきましては、やはり地方のほうが逼迫しているんですね。都会ですと交通機関がありますので、そういうところを利用できますけれども、地方ですと免許がないとどこも行けないみたいなところもございますので、そういうところについては本当に逼迫しているとかというところがございます。

○委員 ○○委員の都立松沢病院が認知症疾患医療センター、世田谷区の中に実はあると。そこと実際の啓蒙、啓発を踏まえた世田谷区の事業というのは、この中では余り文言的には入れるほどのものではないのでしょうか。

○委員 我々も指定を受けているわけですから、また指定が切れちゃうとどうなるかわからないということもありますし、そこはあえて入れなくてもいいと思います。

○委員 またぶり返すんですけれども、とにかく権利擁護の部分については、理念のところと、それから、どこか別の項目、第何条かに入れていただければなど。本当にそれが欠けているというのは、もう平成12年から、この成年後見の制度が立ち上がってからずっと成年後見の仕事をやっている私としては、いつも思うところなので、何とか世田谷区というのは成年後見の制度についての理解と、それから、窓口とかがすごい充実しているわけですから、日本で指折りのところなので、そこもうまく生かして、世田谷区というのは権利擁護についてもすごいスキルがあるんだぞというところを入れることが、世田谷区の売りにもなると思うんですよ。

○高齢福祉部長 個人的な見解ですけれど、先日のワークショップの御本人の発言の中で、ここにも書いてあります自立とか自己決定とか、その辺は権利の部分につながっていく部分もあるのかなというのを少し思っています。

前にもお話がありましたけれど、だんだんわからなくなって、自分で決定できなくなるというのは大変な問題でありますし、権利擁護的な部分というのは、この条例の中で1つ大きな項目というか、柱になるかなというのは個人的には思っていますので、今いただいた意見をいろいろまた勘案させていただきたいと思います。

○委員長 保健医療福祉総合プラザが開設するわけですが、保健医療福祉総合プラザのことは何か触れなくていいのかという点は、いかがですか。

○委員 保健医療福祉総合プラザに今、入るのは、認知症サポートセンターと人材育成ですね。そこが認知症にかかわるとすると、その2つで、人材育成のほうでは認知症とか、その辺の何かというのもあるのですか。

○事務局 それもあります。

○委員 確かに人材育成であったり、保健医療福祉総合プラザの文言というのは継続的にやっていくのであれば、文言自体はどういう感じになるんですか。

○高齢福祉部長 区といたしましても、来年の4月にやっと入って、そこで拠点として今まで以上に拡大していきたいと思っていますので、そういう意味では、1つの大きな柱として位置づけていきたいと思っていますところでもあります。

○委員 人材育成はぜひ入れていただければと思うんですけれども、世田谷区らしい、世田谷区が日本全国に先駆けて、この条例を定めることによってアピ



ールして、それがまた区政だったり区民の生活につながっていくと思うので、それが何かなと思ったときに、愛知県のように研究センターがあるわけでもありませんので。でも、権利擁護の成年後見センターでしたか。すごく都内においてもとてもよい、もう誇れる活動かと思えますので、そういう権利擁護みたいなものは世田谷の非常に高い人権意識とか、専門家が多く住んでいるとか、そういうところは都内においても、自治体とは違う潜在能力みたいなものを持っていて、高い発信性もあるのかなと思ったので、そういうところが、この条例のひとつ売りなのかなという、ソフトの面で、すごく人権意識の高い区民が多いですし、それが認知症の方のほかの地域の権利擁護にもつながっていくのかなと、ちょっと思いました。

○委員 その売りのものをうまく連携させて、そして、世田谷らしいノーマライゼーションというものをつくっていくというのが売りなんじゃないですか。本当に誇れるものを持っているんですよ。実は。権利擁護は全国でも、何度も言うけれども、本当に五本の指には絶対入りますので。

○高齢福祉部長 わかりました。

○委員 最後の質問になるのかもしれないですけども、医療界の中で認知症は非常に大きな問題になってきていて、1つは、別に認知症の患者さんは認知症だけではなくて、同時にいろいろな疾患を持っていますので、認知症患者が医療機関にかかって入退院を繰り返すわけですよ。その場合に、入院する場合における入院確保も、退院する場合においても、認知症を患う患者さんは非常にコーディネートが難しい。病院側も一度入院を認知症の患者がすると、なかなか退院が長期化する場合があって、実際の病院経営も圧迫してしまう。療養型病床においては、まじめにやればやるほど赤字になる。うちの先生とかがよく言われると思えますけれども。

その辺の支援体制に関しては、なかなか明言が難しいところではあるんですけども、そういうところに関しての支援体制に区がどういうふうにかかわるのか。かかわるのか、かかわらないのかというところもあるでしょうし、それは独自の医療機関同士の中でやってくださいということになれば、それは前例がないと思うんです。その辺はある程度支援するような体制は、条例の中でなくて、もっと細かい施策の中でもいいと思うんですけども、今後非常に重要になってくるのではないかと思います。

○委員 実は、それも成年後見で解決できます。結局、退院させないで、ずっといられるというのは、逆に言うと、お金がある方は施設に入所するような一時入居金も持っているのに、やっぱり家族たちがそのお金を使わせたくないとか、争いがあるわけです。だから、逆に、成年後見でその親族の1人が使いたい、使わせてあげたいと思えば、成年後見を申し立てれば、後見人が御本人が

まだ生きているんだから、御本人の財産は御本人のために使えるということで、私達も随分対応させて、それなりの有料施設に入ったり、また、お金がなければ区とのやりとりで、保健福祉課とか生活支援課と連携して特別養護老人ホームに措置入院したり、措置入所にしたりとか、いろんなやり方はあります。それはやっぱり本人の代理人としての人がいるからできるんです。家族に聞いたって、家族の意見がばらばらだったら、それはやってくれないですから、そういうスキルのノウハウを関係機関がわかっているらっしゃれば、そんなに難しい話じゃないんですよ。

○委員 委員が今おっしゃったとおりで、私もそこを、実際私も知識が余りないから、先生が来て、なるほどと思うところは多いんです。医療機関ではそういうふうな問題が非常に多くなって、だから、認知症の先には、今度は廃用症候群とか老衰へということになってしまっていて、さらにそこから……。だから、そこから先のコーディネート機能というところ。そうすると、医療機関におけるコーディネート能力、後見人とかもそうですけれども、こういうものが必要になってくる。そういうところを施策のどこかに入れていただけると、恐らく今の病院団体の先生方は非常にいいのではないかなと。

○委員長 この中に書き込むことかどうかは、別として、認知症の患者さんがふえてくると、病棟でのマネジメントも難しくなると聞きます。看護部長同士が、今まで交流がなかった精神科の専門病院と、一次救急の看護部長がお互いに連携をすることで、よいケアにつながり円滑になったという事例もあります。神戸市では、認知症の人を支援する医療及び介護に係る人材を確保し、資質の向上を図るための支援体制を充実させるという書きぶりもあるので、今の〇〇委員の御意見や〇〇委員の御意見をもとに、ほかのところも研究していただいて、どういう文言を落とし込むと今お話があったようなことが反映できるのか検討が必要です。今のは非常に重要なことだと思いますので、御検討ください。

○委員 だから、早目に条例のたたき台みたいなものを出していただく。理念と、それから各条項、条文が、何が入っているのかということで。もう一番のたたき台だから、そんなに長く、ずっしりしたものではなくてもいいと思うんですよ。

○委員長 次回は、たたきをもう見せていただけたらというふうなことで、御意見いただきました。事務局の方でよろしくお願いします。ほかに、ここは言い残してしまったという方はいらっしゃらないでしょうか。

では、時間にもなりましたので、議事(2)については以上とさせていただきますと思います。

本日予定されていた議事は以上となりますので、これで事務局にお返しをし

たいと思います。委員の皆様、大変貴重な御意見ありがとうございました。

○介護予防・地域支援課長 本日は本当に貴重な御意見ありがとうございました。今の御意見を踏まえて、うちのほうでも条例のたたき台等をつくらせていただきまして、また皆様に御検討いただければと考えております。

次回の日程につきましては、まだこの場でいつというのは調整ができませんので、また後日御連絡をさせていただいた上で、また設定をさせていただきたいと思います。

本日は長い時間にわたりまして、どうもありがとうございました。以上で本日の委員会は終了とさせていただきます。

午後 8 時 47 分閉会